

1 生徒心得

本校の生徒は、学則や生徒会会則をよく守り、常に清潔で明朗活潑な気風と健全な心身を養うよう努めると共に、次の事項を守らなければならない。

1 校内生活について

- (1) 登校、下校の時間をよく守ること。
- (2) 在校時間中に外出する場合は、ホームルーム担任に申し出て、許可を得ること。
- (3) 校内で金品を紛失又は拾得した場合は、直ちにホームルーム担任に届けること。
- (4) 校舎、校具、図書等の公共物は愛護して丁寧に扱い、もし誤って破損した場合は、直ちにホームルーム担任または顧問に届けること。
- (5) 集会を行う場合は、所定の様式であらかじめその旨をホームルーム担任または顧問をとおして願い出て、校長の許可を得ること。
- (6) 学校では教師の指導に従って行動し、特に授業中は静粛にして、学業に専念すること。
- (7) 校内の風紀を乱すような行為はしないこと。
- (8) 校内の掲示、放送にはいつも注意していること。
- (9) 学業で使用する以外の不要な物品は持ち込まないこと。
- (10) 学校に携行する一切の物品には、必ず記名しておくこと。
- (11) 物品や金銭の貸借は絶対しないこと。
- (12) 校内で定められた時間、場所以外で飲食しないこと。
- (13) 全校集会の時は敏速に行動し、私語を慎み、全体の秩序を乱さないこと。

2 校外生活について

- (1) どこにあっても、生徒としての誇りと謙虚さをもち、知性に満ちた行動をとること。
- (2) 喫煙、飲酒等法律で禁じられていることは絶対にしないこと。
- (3) 外出する時は、家人に行き先、用件、帰宅時間を告げる。夜間の外出はどうしても必要な場合のほか、努めて避けること。
- (4) 不健全と思われる娯楽場、風紀上良くないと思われる場所に入ってはいけない。
- (5) 校外において旅行、登山、ボランティア活動、オープンキャンパス参加、その他の活動を行う場合は、あらかじめ届け出ること。
- (6) 無断外泊は禁止する。

3 礼儀について

- (1) 先生、来訪者に対しては常に礼儀正しくし、生徒同士においても、互いにあいさつすること。
- (2) 言葉づかいを明瞭にして、生徒としての品性を保つこと。

4 服装について

- (1) 服装は清潔、質素にすること。
- (2) 頭髪は常に清潔にし、加工したり、また華美な付属品をつけないこと。
- (3) 登校、下校の際には制服を着用すること。
- (4) 規定以外の服装をする場合には、所定の用紙に記入して担任、生徒指導部の許可を得ること。
- (5) 服装指導は随時行う。
- (6) 通学にはバッグ等を使用すること。
- (7) 上記のほか、服装規定を別に定める。

5 学校への願届出について

- (1) 欠席、遅刻、早退、欠課、通院等の場合は、すみやかに生徒手帳もしくは届出用紙に記入し、保護者捺印の上ホームルーム担任に届け出ること。
- (2) 病気欠席が1週間以上に及ぶ場合には、原則として医師の診断書又はそれに準ずるものを提出すること。
- (3) 忌引き、就職、進学、生徒会活動等、やむを得ないと認められる場合は、ホームルーム担任をとおしてその旨届け出ること。

忌引き日数は次のとおりである。(継続日数とする)

- | | |
|-----------------|-----|
| ア 父母の時 | 7 日 |
| イ 祖父母兄弟姉妹の時 | 3 日 |
| ウ 伯叔父母その他同居親族の時 | 1 日 |

- (4) 転退学を希望する場合は、ホームルーム担任と相談し、所定の用紙に記入し、保護者捺印の上、校長に願い出ること。
- (5) 次のことを行おうとする場合には、ホームルーム担任をとおして校長に願い出て、許可を受けること。
 - ア 各種団体への加入や活動
 - イ 金銭や物品の募集
 - ウ 文書の配付、掲示、雑誌等の発行

6 その他

- (1) 生徒手帳は常に携行すること。
- (2) 学校徴収金は、期日までに納入すること。
- (3) 生徒間においてはお互いの人格を尊重し、和をはかり、暴力的な行為をしてはならない。
- (4) 交際は、健全明朗であるようにすること。

2 服装規程

第1条 制服は次のとおりとする。

(1) 男子

- ア 制服 学校指定のブレザー・スラックス・ネクタイ・長袖ワイシャツ
- イ ボタン 学校指定
- ウ ベルト 色は黒・茶、幅は2～3.5cm
- エ 夏服 学校指定の半袖シャツ・スラックス・ネクタイ ※ 夏用スラックスは自由購入
- オ ソックス 色は白、ワンポイントは認める（くるぶしが隠れるものとする）

(2) 女子

- ア 制服 学校指定のブレザー・スカート・ネクタイ・長袖ブラウス
スカートの丈は膝がかくれる長さとする
- イ ストッキング 色は黒のみとし、タイツも同様とする
- ウ ボタン 学校指定
- エ 夏服 学校指定の半袖ブラウス・スカート・ネクタイ・ソックス ※ 夏用スカートは自由購入
- オ ソックス 色は白、ワンポイントは認める（長さはくるぶしが隠れる程度からふくらはぎまでとする）

※ 共通

夏季で寒いときには学校指定の長袖ワイシャツ・長袖ブラウスも認める

冬季において寒いときには、黒または紺のベスト、カーディガンの着用に限り認める

第2条 頭髪等は次のとおりとする。

頭髪の加工（パーマ・脱色・染色・エクステ等）、アクセサリ（ピアス・ネックレス・指輪等）の使用、化粧は厳禁。前髪は目にかからないようにする。

特殊な髪型の禁止。

(1) 男子 ア 長さは制服の襟や目、耳にかからないようにする。もみあげ、髭は伸ばさない。

(2) 女子 ア 長さは肩の線までとし、それ以上のものは結ぶ。

イ リボン、ゴム、ヘアピンは黒・紺・茶の無地

第3条 カバンについては次のとおりとする。

教科書類はバッグ等に入れて登校すること

付 則 令和 5年 5月22日一部改定

3 スマートフォン・携帯電話使用に係る規程

第1条 使用の要件

指定した場所以外でのスマートフォン・携帯電話の使用を原則禁止するが、保護者との連絡のために必要である場合には、「スマートフォン・携帯電話使用届」を提出し、フィルタリングを設定しているスマートフォン・携帯電話のみ使用できる。

第2条 使用時間・使用場所

(1) 使用可能な時間帯

ア 朝のHRから帰りのHRまでは、使用は認めない。

※緊急時又は家族等への連絡をする等場合は、担任又は他の教員に申し出る。

イ 使用が禁じられている時間帯は、スマートフォン・携帯電話の電源を切り鞆に入れ保管する。

(2) 使用場所

ア 使用場所は生徒玄関・教室とする。

第3条 規則を破った場合の指導について

(1) 1回目に違反をした場合

ア 担任からの注意

イ 綱領、校歌、規程、反省文を書いた後、反省文は担任、学年主任から確認を受けた後に、自宅に持ち帰り、保護者は保護者欄を記入し、確認印を押印した後、生徒を通じて担任に提出する。担任は、保護者に違反の事実を連絡する。(注1)

(2) 2回目に違反をした場合

ア 保護者が来校し、生徒・保護者は生徒指導部主任から注意・指導を受ける。1週間保護者預かりとする。

イ 生徒は注1と同じ。

(3) 3回目に違反をした場合

ア 保護者が来校し、生徒・保護者は教頭から注意・指導を受ける。1週間保護者預かりとする。

イ 生徒は注1と同じ。

(4) 4回目に違反した場合

ア 発覚した翌日から、年度内の学校持ち込み禁止とする。

イ 生徒は注1と同じ。

(5) その他

ア 授業中に不正に使用し、発覚した場合は、学校への持ち込みは年度内禁止とする。

第4条 その他

(1) 保護者から生徒へ緊急の連絡がある場合は、直接学校に連絡をする。

(2) 校地外の部活動後に保護者と連絡をとる場合は、顧問の指導に従って使用する。

(3) 三高祭等の行事や授業等で使用する場合は、教員の指導・監督の下に使用を認める。

付 則 令和 5年 5月 20日一部改定

4 合宿に関する規程

第1条 部において合宿を希望する場合は、下記に掲げる所定の用紙に必要事項を記入し、合宿開始1週間前までに顧問教師を通じて生徒指導部に提出の上、校長の承認を得なければならない。

- (1) 合宿許可願
- (2) 保護者承諾書
- (3) 合宿計画書
- (4) 清流会館及び機械警備タグ使用許可願

第2条 合宿は顧問教師（指導教師）の同宿する場合に限って許可される。

第3条 合宿の期間は原則として下記のとおりとする。

- (1) 1回の合宿期間が5日以内であること。ただし、ホームルーム合宿は2泊3日以内、部・同好会等は4泊5日以内とする。
- (2) 年間を通じて3回以内であること。
- (3) 長期休業中は7日以内とする。

第4条 合宿期間中において保健上あるいは指導上望ましくない事態の発生した場合には中止させることができる。

第5条 この規程に該当しない事項については生徒指導部を経て校長が決定する。

付 則 令和 3年 4月 1日一部改定

5 自動車等の免許取得と交通安全に関する規程

生徒の自動車、自動二輪（原付を含む）について、交通安全の指導と事故防止のため、次のように規定する。

第1条 本校では、生徒の自動車、自動二輪（原付を含む）による通学を認めない。

第2条 免許証の取得は3年生に限り、2学期中間考査終了後からとする。

第3条 免許証を取得しようとする者は、ホームルーム担任と相談のうえ免許取得願を提出すること。

第4条 定められた期間以外に、免許証取得のため、自動車学校への通学が発覚した場合は、その時点で通学を停止する。

第5条 免許証を取得した生徒は、すべて、ホームルーム担任を通じ生徒指導部へ登録すること。

第6条 運転免許証は、卒業時まで保護者保管とする。

第7条 自動二輪への同乗は禁止する。

第8条 交通道德を遵守し、事故のないよう十分気をつけること。特に自転車の二人乗りは絶対しない。

付 則 令和 4年10月19日一部改定

6 生徒会会則

宣 言

我らは学問の自由と学校の自治を根本とする民主主義教育思想を理解し、真理に対する絶えざる憧憬と人間性の自覚により学校のあらゆる環境を改善し、勉学と人間形成の上に最大の成果をあげんことを期して、ここに我らの生徒会を設立するものである。我らは生徒会の活動と発展のために自治自律の生活確立し、互いに協同の精神を発揮して、学生の本分を誠実に履行する義務があると信ずる。ここに我らは我らの生活協同体たる生徒会を通して個人の知性陶冶と道徳的完成の理想に向って邁進し、やがては社会の構成員となってよりよき思惟と実践を惜しまぬものとなることを我らの理性と名誉にかけて厳粛に誓う。

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は青森県立三戸高等学校生徒会と称する。
- 第 2 条 本会は本校生徒を会員とし、本校教職員を賛助会員とする。
- 第 3 条 本会の会員は個人として尊重され、本会の活動に関する一切の討議批判の自由は認められるが、その決定事項に対しては、誠実に従う義務を負う。
- 第 4 条 本会は会員が将来善良な社会人たるにふさわしい良識と技能を修め、自律の習慣と公共心の養成とを体得実現することを目的とし、その達成に必要な事業を行う。
- 第 5 条 本会の権限は校長の委任に基づくものである。

第 2 章 生 徒 大 会

- 第 6 条 本会の最高議決機関は、生徒大会である。
生徒大会は全会員で構成し、会長がこれを招集する。ただし、全会員の 2 割以上の欠席があるときは成立しない。その議決は出席人数の過半数の賛成を得て行うが、可否同数の時は、議長がこれを決する。ただし、議決には生徒会役員は参加しない。
- 第 7 条 生徒大会は年 1 回開くものとする。臨時大会は次のときに開かなければならない。
 - (1) 全ホームルームの自治会の 3 分の 1 以上の要求のあった場合
 - (2) 全会員の 3 分の 1 以上の要求のあった場合
 - (3) 中央委員会の要求のあった場合
- 第 8 条 次の事項は、必ず生徒大会で決定しなければならない。
 - (1) 基本方針
 - (2) 予算及び決算の承認、会計監査報告
 - (3) 会則の変更
 - (4) 部の新設・廃止
 - (5) その他の重要な事柄
- 第 9 条 生徒大会は信任投票により役員の不信任案を議決することができる。不信任案が可決されたとき、役員は解任される。
- 第 10 条 生徒大会の議長は、中央委員会の常任の議長がこれを兼任する。

第 3 章 中 央 委 員 会

第 11 条 本会の運営の基本は、中央委員会で定める。中央委員会は本会の会務を管理し、執行する。

第 12 条 中央委員会は会則第 19 条に定める本会の役員全員で構成し、会長がこれを召集する。

第 13 条 中央委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 本会に関連あるすべての事務を管理する。
- (2) 生徒大会の決定事項を施行し、本会のあらゆる活動を統轄する。
- (3) 事務局の報告を聞き、事務局から提出された原案を評議決定する。
- (4) 中央委員会の必要とする案件、ならびに各専門機関から提出された議案に基づき、当面の実施方針を決める。
- (5) 本会ならびに専門機関の役員の任免、その他人事について議決し、または承認を与える。

第 14 条 中央委員会は常任の議長 1 名及び副議長 1 名を、互選により決めなければならない。議長及び副議長の任期は、中央委員会の任期に準ずる。ただし、中央委員会の議決で解任されたときは、満了前に終了する。この場合、中央委員会は議長及び副議長の欠員の補充をただちに行わなければならない。

第 15 条 中央委員会は会長の必要と認めたとき、または中央委員の 3 分の 1 以上の要求のあるとき開かれる。

第 16 条 中央委員会は、中央委員全員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、その議決はこれらの出席人数の過半数の賛成を得て行う。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。この場合、事務局員は議決に参加しない。会長は中央委員会の議決事項を校長に報告し、その承認を受けるものとする。

第 17 条 中央委員会は公開とする。ただし、傍聴人は議決権が与えられない。この場合の発言はとくに議長が必要と認めたとき許可される。

第 18 条 中央委員会に事務局をおき、その構成員は会長、副会長、書記及び会計とし、会長が事務局長を、副会長の 1 人が副事務局長を兼ねる。

事務局の所管事項は次の通りである。

- (1) 会務を執行するための細目案を作成する。
- (2) 予算の原案ならびに決算書を作成する。
- (3) 生徒大会ならびに中央委員会に出席し、議案の答弁または説明を行う。
- (4) 会務の処理に必要な書類を整備、保管し、本会の財産を管理する。
- (5) その他必要と認める事項。

第 4 章 本 会 の 役 員

第 19 条 本会の役員及びその任務は次のとおりである。

- (1) 会 長 1 名 本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副 会 長 2 名 会長を補佐し、会長が事故あるときこれを代理する。
- (3) 書 記 2 名 本会の記録に関する事務を司る。
- (4) 会 計 2 名 本会の会計事務を司る。
- (5) 中央委員 ホームルーム代表 1 名、専門機関のうち放送局の局長及び各専門委員長をもって構成し、中央委員会に出席し、議事の評議及び決定に参加する。とくに会長から委任された任務のある場合はこれを兼ねる。

第 20 条 役員の任期は次のとおりである。

- (1) 会長、副会長、書記及び会計は 11 月から翌年の 10 月までの 1 年間
- (2) 中央委員会は 4 月から翌年の 3 月までの 1 年間

第 21 条 役員は立候補者の中から、全会員の単記投票による直接選挙で選出する。被選挙権は全会員が有し、ホームルーム自治会は候補者を推薦することができる。ただし、3 年生の 10 月以後の立候補は認めない。

第 22 条 役員は中央委員会を兼任できない。後任者の任期は、前任者の残存期間とする。また、任期が満了しても、あらたに役員が選任されるまで、引き続きその職務を行う。

第 23 条 会長は不適当と認める役員の解任を請求することができる。ただし、全会員の信任投票に付さなければならない。

- 第 24 条 中央委員会のうち、各局長各専門委員長及び各ホームルームの代表者は、各専門機関の構成員の互選により選出される。ただし、ホームルーム代表のうちに自治会長を含むものとする。
- 第 25 条 会長は不適当と認めた中央委員の解任を中央委員会の承認を得て、所属の専門機関を通じて勧告することができる。中央委員に欠員を生じた場合、所属の専門機関又はホームルームは直ちにこれを補わなければならない。
- 第 26 条 役員選出の事務は、3 年生の中央委員会若干名から構成される選挙管理委員会が行う。選挙管理委員会及び選挙手続きに関する詳細は、別に規定する。

付 則

本選挙管理規程は、応援団長選挙の際にも準用し、役員選挙の管理委員が選挙を管理する。

第 5 章 専 門 機 関

第 1 節 通 則

- 第 27 条 本会は次の各専門機関を構成する。
- (1) 放送局 (2) 各専門委員会 (3) 応援団 (4) 部・同好会 (5) ホームルーム自治会
- 第 28 条 各機関の会議は、過半数の構成員の出席で成立し、その議決は過半数の賛成を得て行うが、可否同数のときは議長がこれを決める。各機関の議決事項は、校長に報告してその承認を受けるものとする。
- 第 29 条 本会ならびに各機関には、それぞれ 1 名以上の顧問をおく。顧問は本校教職員に依頼する。ただし、教職員でない場合も、校長からとくに委嘱された場合は、この限りでない。顧問は各機関の活動について参考意見を述べ、正常な発展のために指導する。
- 第 30 条 各機関の役員（ホームルーム自治会を除く）の任期はすべて、1 1 月から翌年の 1 0 月までとする。
- 第 31 条 各機関に必要な細則は各機関ごとに立案し、中央委員会の議決を得て効力を発する。

第 2 節 放 送 局

- 第 32 条 放送局は、本校放送教育を援助し、校舎内外の出来事を告知し、本校文化活動に寄与する。
- 第 33 条 放送局に次の役員をおく。
- (1) 放送局長 1 名 本会に関連ある放送の責任を負う。
- (2) 放送局次長 1 名 局長を補佐する。
- 局長及び次長は、局員の互選によって決め、局長は中央委員会に出席する。
- (3) 放送局員 若干名 各ホームルームより 1 名以上選出された者及び本会員中の希望者とする。

第 3 節 専 門 委 員 会

- 第 34 条 本会に次の通り、各専門委員会をおく。
- (1) 生 活 委 員 会 (2) 文 化 委 員 会 (3) 体 育 委 員 会
- (4) 保 健 委 員 会 (5) 図 書 出 版 委 員 会
- 第 35 条 各専門委員会の構成及び任務は次のとおりである。
- (1) 生活委員会は各ホームルームから選ばれた生活委員男 2 名女 1 名ずつをもって構成し、本会員の生活環境及び風紀の改善向上に関する一切の活動を行う。
- (2) 文化委員会は各ホームルームから 3 名ずつ（男子必ず 1 名）選出された者及び本会員の希望者をもって構成し、本会員の学芸文化の向上に資するあらゆる活動を行う。

文化委員長は本会の文化関係各部活動の連絡、調整にあたり、必要に応じて各部の部長を召集し、文化部会議を主宰する。

- (3) 体育委員会は各ホームルームから選ばれた体育委員男2名、女1名ずつをもって構成し、本会員の体育及び運動行事に関する一切の活動を行う。

体育委員長は、本会の体育関係各部の連絡にあたり、必要に応じて各部の部長を召集し、体育部会議を主宰する。

- (4) 保健委員会は、各ホームルームから選ばれた保健委員男女1名ずつをもって構成し、本会員の衛生と健康維持に必要な一切の活動を行う。資源・エネルギー利用の節約と、リサイクルの推進に関する一切の活動を行う。

- (5) 図書出版委員会は各ホームルームから2名ずつ選出された者、及び希望者をもって構成し、本会員と司書教諭とが協力し、学校の読書生活と学習活動に便宜を与え、さらに本会の機関新聞及びその他必要と認める出版物の編集出版を行うなどの管理運営、出版等を行う。

第36条 専門委員長は所属専門委員会を統轄し、各専門委員会は会長の統轄のもとに行動する。

第37条 各専門委員会は本会活動の各方面を専門的に調査研究し、ホームルーム及び各部の提案を入れて立案し、これを中央委員会に提出する。

第38条 中央委員会は特に必要と認めたとき臨時専門委員会を設けることができる。

第4節 応 援 団

第39条 本会員はただちに応援団員たる資格を有する。

第40条 応援団に次の役員をおく。

団 長	1 名	応援団を統轄し、応援団活動を遂行する。
副団長	2 名	団長を補佐する。
幹 部	若干名	応援団役員から選出し、団長の意を体し、応援の統制に従う。 応援団にチアガールをおくことができる。

第41条 応援団役員選出を次のとおりとする。

- (1) 応援団役員は、中央委員会の信任によって会長が承認する。
- (2) 団長は、立候補者の中から全校生徒の投票によって決定する。
- (3) 副団長・幹部は応援団役員の互選によって決定する。
- (4) 応援団役員は希望者で構成する。選出は4月に行い希望者が少ない場合は各クラスより2名以上選出するただし、3年生については未経験の希望者は認めない。
- (5) 応援団役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (6) チアガールは希望者によって構成する。
- (7) 団長選挙の時期は、生徒会長選挙と同時に行う。ただし欠員の場合は、この限りでない。
- (8) 応援団役員の信任投票の管理は、生徒会事務局がこれにあたるものとする。
- (9) 一般団員への応援歌練習は監督教師の指導のもとに行う。
- (10) 応援団役員となった者は全生徒の模範となることを志す。

第42条 応援団の役員は中央委員会の議決に基づき会長が解任することができる。

第5節 ホームルーム自治会

第43条 本会はホームルーム自治会を構成する。ホームルーム自治会はホームルームと本会に関する事項を評議決定し、本会に対する参考意見を会長に具申する。

第44条 ホームルーム自治会は次の役員をおく。
選出方法は無記名連記による投票とする。

- (1) ホームルーム会長 1名 ホームルームを代表し、会議の議長をつとめる。
 - (2) ホームルーム副会長 2名 会長を補佐する。
 - (3) 書 記 2名 ホームルーム会議の議事録及びホームルームに関する事項の記録をとる。
 - (4) 会 計 2名 ホームルーム自治会における一切の会計事務を行う。
 - (5) 本会則第35条による専門委員13名
 - (6) 放送局員 2名
- ホームルーム副会長、書記、会計は本会役員を兼ねることができる。

第6節 部・同好会

- 第45条 本会員は、いずれかの部・同好会・局・専門委員会・生徒会役員に所属し、活動するものとする。ただし、特別な事情により部・同好会を変更する場合は顧問及びホームルーム担任の許可を得なければならない。
- 第46条 本会は別表の通りの部・同好会をおく。
- 第47条 同好会を新設する場合は、5名以上の有志及び顧問を必要とする。その上で中央委員会にその旨を申請し、中央委員会の承認を経て、校長の許可を得なければならない。
- 第48条 同好会は1年以上の活動を行った上で、活動内容や実績が認められた時は、生徒大会等の承認を経て、校長の許可を得て部に昇格できる。なお、昇格時には5名以上の会員を必要とする。
- 第49条 部は部員が5名未満の状態あるいは、実質的な活動が伴わない状態が1年間続いた場合は、生徒大会等の承認を経て、校長の許可を得て同好会に降格または廃部とすることができる。
- 第50条 同好会は会員が5名未満の状態あるいは、実質的な活動が伴わない状態が1年間続いた場合は、中央委員会等の承認を経て、校長の許可を得て廃止される。
- 第51条 同好会には生徒会の予算を与えない。
- 第52条 各部・同好会には部長を1名おく。その選出は互選による。

付 則 令和 4年 3月 2日一部改定

第6章 会 計

- 第53条 本会の経費は、会費寄附金及び事業収益金その他をもってあてる。
- 第54条 会員は大会で決められた会費を、定められた期日に納入するものとする。ただし、特別の事情ある者については、校長が会費を免除する事がある。
- 第55条 本会並びに各機関に必要な費用は、本会が支給する。ただし、その費用は定められた項目以外の何物にも不正に流用することはできない。不正事実があれば、中央委員会は当該予算の接收を決議できる。
- 第56条 本会の会計監査は、中央委員の互選により選ばれ、校長より委任された監査委員若干名がこれを行う。
- 第57条 本会の細則は別に定める。
- 第58条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

付 則

- 第59条 会則の改正は、生徒大会で可決と同時に効力を発する。
- 第60条 本会の運営にあたって必要な細則は、全て中央委員会で決めて、これを施行する。

付 則 令和 3年 4月 1日一部改定

7 選挙管理規程

- 第1条 本会則21条に基づき、次の2項以下の規定により選挙を管理する。
- 第2条 立候補届け出の際、立候補者は自分の氏名及び主な公約、それと応援者氏名を明確に書いた届け出用紙を選挙管理委員会に提出する。
- 第3条 立候補の届出締切以後に届いた場合、立候補者は無効となる。
- 第4条 立候補者の応援者は、本校生徒会員である限り誰でもよい。
- 第5条 立候補者の選挙運動は届出をすませた後、定められた期間に実行に移すことができる。
- 第6条 各立候補者のポスターは5枚とし、用紙はB4版2枚程度の大きさとする。ただし、選挙管理委員会の許可印のない用紙は無効とする。
- 第7条 ポスターには立候補者（ふりがなをつける）と、その応援者及び推薦者氏名を明記しなければならない。
- 第8条 立候補者は、各クラスを訪問して選挙運動をすることができる。ただし、有権者に投票を強要するような言語を発することは許されない。
- 第9条 有権者は、個人の自由意思により投票する権利を有する。
- 第10条 開票は選挙管理委員会によって投票締切後行われる。
- 第11条 開票の際、各立候補者の応援者又は推薦者は、立会人として必ず出席する権利と義務を有する。
- 第12条 当落選者及びその票数は、選挙管理委員会より発表される。

8 対外競技出場規程

対外競技等に関する出場基準を次のとおり定める。

- 第1条 参加できる試合は次のとおりとする。
- (1) 高体連・高文連が主催もしくは共催する大会
 - (2) 教育的団体が主催もしくは共催する大会で高体連・高文連が認めたもの。
 - (3) その他校長が認めたもの。
- 第2条 コーチは次のとおりとする。
- (1) 現に教職にある者
 - (2) 体育的・文化的特技を有し、校長が適当と認めた者（委嘱状による）
- 第3条 試合出場の手続きは次のとおりとする。
- 出場する時は、所定の参加願に承諾書をそえ、出発5日前までに申し出るものとする。

9 生徒旅費支給規程

第1条 適用の範囲は次のとおりとする。

本会会員である生徒が本会の生徒活動に関係ある旅行をする場合には、次の各項に定める基準により旅費を支給する。

第2条 種別および支給額は次のとおりとする。

旅費の種別を鉄道運賃・路線バス運賃、宿泊料とする。

- (1) 鉄道運賃・路線バス運賃は普通運賃の半額を支給する。ただし、割引のできる場合は割引運賃の半額を支給する。
- (2) 宿泊料は、生徒1人に対して一律¥2,000を支給する。

第3条 支給の範囲は次のとおりとする。

- (1) 青森県高校総合体育大会・青森県高校総合文化祭・全国商業高等学校協会県大会・NHK杯全国高校放送コンテスト県大会等は交通費の半額と宿泊費一律¥2,000を支給する。
- (2) 運動部については、春季大会・新人戦の2回は交通費の半額と宿泊費一律¥2,000を支給する。
- (3) 文化部については、県大会・地区大会・研修会等のうち2回は交通費の半額と宿泊費一律¥2,000を支給する。
- (4) 支給人数は、運動部についてはエントリー数および、マネージャー1名とする。文化部・委員会等についてはエントリー数とする。
- (5) 応援・報道等の目的で、生徒会事務局が特別に依頼する場合の交通費の半額と宿泊費一律¥2,000を支給する。
- (6) 鉄道を使って移動する場合、8人以上の時は団券利用と考え、交通費の半額、8名未満でも100kmを超える場合は学割使用と考え交通費の8割を算定基準とし、その半額を支給する。
- (7) 各部の登録料および負担金は全額支給とする。(参加費は後援会からの支給とする)
- (8) 原則として三沢市を含む近距離地域への宿泊費の支給は行わない。

第4条 支給の手続きは次のとおりとする。

生徒会費旅費支出伺い、部費・委員会支出伺いの手順は、顧問→部長→生徒会会計→生徒会会計顧問とする。

第5条 改正の手続きは次のとおりとする。

この基準の改正は、中央委員会の承認をうける事により、改正することができる。

付 則 令和 4年11月17日 一部改定

10 部・同好会の設立・廃止・昇格・降格規程

第1条 部・同好会の設立・昇格手続きは次のとおりとする。

(1) 申請

部・同好会名・代表者名・人数・活動内容（部へ昇格する場合は活動実績）を明記した設立申請書を中央委員会に提出

(2) 決定

中央委員会で承認（同好会の設立はここで決定）

生徒大会で承認（部へ昇格する場合のみ）

(3) 許可

校長が許可

第2条 部・同好会の廃止・降格手続きは次のとおりとする。

(1) 原案の作成

生徒会規約にもとづいて、4月の人数とそれまでの活動状況をもとに事務局が原案を作成。

※活動状況は代表者の有無・顧問の有無・試合参加や実質的な日常活動の有無などを考慮して判断する。

(2) 決定

中央委員会で承認（同好会の廃止はここで決定）

生徒大会で承認（部が降格する場合のみ）

(3) 許可

校長が許可

付 則 平成11年11月 8日一部改定

1 1 アルバイト規程

第1条 アルバイトは届出許可制とする。

第2条 アルバイト期間は原則として、夏季・冬季休業中のみ2週間以内とする。
講習、部活動に支障のない範囲で行う。
アルバイト終了時間は20時とし、帰宅時間は21時を過ぎてはならない。
労働時間は1日8時間以内とする。深夜労働は許可しない。

第3条 アルバイトを実施するにあたって次の条件を満たすものとする。
(1) 学業面、出欠状況等の問題がないこと。
(2) 学級担任、学年主任、生徒指導部の三者で協議の後、許可の手続きを行う。

第4条 次の業務内容のものは許可しない。
(1) 接客を主とする飲食店
(2) 危険な作業を伴う仕事
(3) 通勤に長時間要する場合

第5条 アルバイト許可手続
許可願（生徒指導係）→ 許可願（本人記入）→ 担任 → 学年主任 → 生徒指導係 →
生徒指導主任 → 教頭 → 校長

第6条 学校を通じ地域からの要請があった場合、2週間以内のアルバイトを許可する。

第7条 経済的理由によりアルバイト許可を申請する場合は、学年主任、担任、保護者、生徒の四者で面談を実施し、相互共通理解の上に許可をする。期間は原則2週間以内とする。
ただし、新聞配達など学校生活に影響のない場合は、通年での実施を認める。

第8条 3年生の生徒は、2学期末考査終了後から、進路に関わることを目的とするアルバイトを許可する。

第9条 アルバイト許可生徒の遵守事項
(1) アルバイト期間においても学校生活を優先し、学業に支障があった場合は直ちに中止する。
(2) アルバイト期間中は許可証を携行する。
(3) アルバイト終了後には速やかにアルバイト報告書を提出すること。

付 則 平成29年11月29日一部改正
令和 4年12月14日一部改定